

【沖縄県緊急事態宣言に伴う南風原町地域産業支援金 申請受付概要】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
できるだけ郵送で申請下さい。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大による沖縄県緊急事態宣言により、売上高
等が減少した南風原町内に事業所等を有する中小企業及び個人事業者、農
業者

(沖縄県営業時間短縮要請の対象外の方を対象にしています)

【受付期間】

令和3年4月1日(木)から令和3年6月30日(水)まで
(令和3年6月30日(水)の消印有効)

【支給額】 1事業所あたり一律10万円

※予算の範囲内において給付します。

※これまでの町独自の支援(給付金、支援金等)の交付を受けた
方も申請可能です。

【申請方法】

原則郵送で申請下さい。

※感染症拡大防止のため、直接持参することをご遠慮下さい。

※やむを得ず来庁し申請される場合は、完全予約制となっておりますので、
事前にお電話等でご予約下さい。

(郵送先)

〒901-1195 南風原町字兼城686番地
南風原町役場産業振興課
南風原町地域産業支援金 係

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載下さい。

※申請書の連絡先は連絡の取りやすい電話番号をご記入ください。

【お問合せ先】

南風原町産業振興課 南風原町地域産業支援金 係
(土日祝日は閉庁です。)

(メール: H8894430@town.haebaru.lg.jp)

電話番号: 098-889-4430

F A X: 098-889-7657

受付時間: 9:00-17:00 (12:00-13:00を除く)

～詳細については次ページ以降の「受付要項」をご確認下さい。～

【沖縄県緊急事態宣言に伴う南風原町地域産業支援金 受付要項】

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、沖縄県は緊急事態宣言を発出しました。その影響で売上高が減少した町内事業者を支援するため、沖縄県緊急事態宣言における営業時間短縮協力金の対象外の事業者を対象に、「沖縄県緊急事態宣言に伴う南風原町地域産業支援金(以下「支援金」といいます。)」を支給いたします。

2. 申請要件

本支援事業の申請要件は、次の(1)から(5)のすべての要件を満たす者となります。また、予算に限りがあるため、今回(6)、(7)の業種については対象外となっております。

本支援事業の対象必須となる事項

(1) 中小企業及び個人事業者、農業者

○中小企業及び個人事業者

令和2年12月1日現在、本町に事業所を有し、今後も事業継続を行う予定の者

○農業者

令和2年1月1日現在、南風原町内に住所を有する個人で、令和2年分の農業収入が年間15万円以上得ていること

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した者

○中小企業及び個人事業者

[令和3年1月の売上高] 又は [令和3年2月の売上高] が、

[令和2年4月～12月間の任意月の売上高] (期間内どの月でも可) と比較して、20%以上減少している事業者

○農業者

[令和3年1月の売上高]が、[令和2年1月の売上高]と比べ減少
又は

[令和3年2月の売上高]が、[令和2年2月の売上高]と比べ減少

(3) 申請者において南風原町に対し、納期限が到来している町税(住民税、固定資産税、軽自動車税、町法人税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料)の滞納がない者(町の方で納付状況を確認します。)

- (4) 風営法における「性風俗関連特殊営業」や「当該営業に係る接客業務受託営業」に該当しない者
- (5) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が暴力団、暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

本支援事業の対象とならない事項

- (6) 本支援事業の対象外の業種 **(=県時短要請業種)**

沖縄県の緊急事態宣言における営業時間短縮の要請を受けた対象店舗

→ 「飲食店及び接待を伴う遊興施設等」

(午後8時以降も通常営業を行っている飲食店等)

※沖縄県協力金の対象となる事業者は、協力金の取得の有無を問わず本町の支援金の対象とはなりません。

くわしくは沖縄県のホームページ等をご参照下さい。

- (7) 本支援事業の対象外の業種 (法人の形態)

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合等の組合、有限責任事業組合 等

3. 支援金の額

1 事業所あたり一律10万円

※予算の範囲内において給付します。

※これまでの町独自の支援（給付金、支援金等）の交付を受けた方も申請可能です。

4. 申請受付期間

令和3年4月1日（木）から令和3年6月30日（水）まで

（令和3年6月30日（水）の消印有効）

5. 申請手続き等

- (1) 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

南風原町ホームページより様式等のファイルをダウンロードして下さい。

(URL) <http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2021032300027/>

※南風原町役場4階産業振興課の窓口にて入手することができます。

(2) 申請書の提出方法

原則、郵送でお願いします。

※感染症拡大防止のため、直接持参することをご遠慮ください。

※やむを得ず来庁し申請される場合は、完全予約制となっておりますので、事前にお電話等でご予約下さい。

●郵送先：〒901-1195 南風原町字兼城686番地
南風原町役場産業振興課
南風原町地域産業支援金 係

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載下さい。

※申請書の連絡先は連絡の取りやすい電話番号をご記入ください。

ご不明な点は南風原町役場産業振興課へメール、FAX 又はお電話にてお問い合わせをお願いします。

●メール：H8894430@town.haebaru.lg.jp
●TEL：098-889-4430
●FAX：098-889-7657

6. 申請時提出書類

以下の(1)から(7)までの資料を提出して下さい。(8)については、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしませんのでご了承下さい。

※申請書類はすべてA4用紙にて提出下さい。

提出物一覧

- (1) 申請書
- (2) 通帳 (※写し)
- (3) 本人確認書類 (法人は代表者) (※写し)
- (4) 沖縄県の営業時間短縮協力金の対象外店舗と分かるもの (※飲食店等のみ提出) (※写し)
- (5) 売上高推移表
- (6) 売上げ減少の確認書類 (※必須提出物があります)
- (7) 起業時期の確認書類 (※写し)
- (8) その他書類審査で必要となる書類
(追加提出を求めることがあります。)

詳細は次ページ以降にあります。

- (1) 沖縄県緊急事態宣言に伴う南風原町地域産業支援金交付**申請書**
(**両面印刷で提出して下さい。**)
- (2) 口座の**通帳**の表紙及び表紙うら面 (※写し)
(口座番号及び名義人氏名 (フリガナ含む) が確認できる箇所)
(以前に町独自の支援 (給付金、支援金等) を受けている方は、できるだけ同じ口座をご利用下さい。)
- (3) **本人確認書類** (※写し)
※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ
① (法人) 法人代表者の
運転免許証・マイナンバーカード[※]・保険証等の書類
② (個人) 代表者の
運転免許証・マイナンバーカード[※]・保険証等の書類
- (4) 沖縄県の営業時間短縮**協力金の対象外と分かる書類** (※写し)
(**※飲食店等のみ提出**)
通常の営業時間が午前5時から午後8時までの範囲外であることがわかる書類
例：営業時間が分かる、
ホームページ、店頭ポスターの写真、チラシ等
(店舗の名称や営業時間等が分かるように工夫して下さい。)

※沖縄県の営業時間短縮協力金の対象店舗とは
飲食店及び接待を伴う遊興施設等であり、通常営業として夜間営業
(夜8時～朝5時の時間帯を含む営業) を行っている店舗。
※以下のような飲食店は沖縄県の営業時間短縮協力金の対象外となります。
○屋内での飲食を伴わない「屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等」の事業者
○通常の営業時間がもともと夜8時以前 (および営業時間が朝5時以降) の事業者
※詳細は、沖縄県のホームページ等をご参照ください。

- (5) **売上高推移表**
中小企業及び個人事業者用、農業者用があります。

(6) **売上げ減少の確認書類 (売上高推移表の根拠資料) (※写し)**

○ **中小企業及び個人事業者**

令和3年[1月]又は[2月]の売上高(ア)が、
令和2年[4月～12月]間の任意月(イ)と比較し20%以上減少

中小企業

ア 令和3年1月又は2月の売上高を確認できる帳簿等

※該当月の日毎の売上が確認出来る帳簿等を提出して下さい。

※様式等は問いません。

イ 前年(令和2年[4月～12月]間の任意月)の売上高

: 直近の確定申告書関係書類等

☆ 直近の確定申告書(別表一)(※必須)

(税務署の受付印がある、または電子申告の日時・受付番号が記載されていること)

☆ 法人事業概況説明書(両面)、または売上額を確認できる帳簿等

個人事業者

ア 令和3年1月又は2月の売上高を確認できる帳簿等

※該当月の日毎の売上が確認出来る帳簿等を提出して下さい。

※様式等は問いません。

イ 前年(令和2年[4月～12月]間の任意月)の売上高

: 直近の確定申告書関係書類等

☆ 確定申告書(第一表)(令和2年分)、または町民税県民税申告書等の写し(※必須)

(税務署等の受付印がある、又は電子申告の日時・受付番号が記載されていること)

☆ 所得税青色申告決算書P1、P2または

売上高を確認できる帳簿等の(該当月の日毎の売上が確認出来るものを提出して下さい。様式等は問いません。)

○農業者

[令和3年1月又は令和3年2月の売上高] (ア) が、
[前年同月の売上高] (イ) と比べ減少

ア 令和3年1月または2月の売上高を確認できる帳簿
※該当月の日毎の売上が確認出来る帳簿等を提出して下さい。
※様式等は問いません。

イ 前年同月（令和2年1月、または2月）の売上高
：直近の確定申告書関係書類等
☆確定申告書（第一表）（令和2年分）、または町民税県民税申告書等（※必須）
（税務署等の受付印がある、又は電子申告の日時・受付番号が記載されていること）
☆所得稅青色申告決算書P1、P2または
売上高を確認できる帳簿等の（該当月の日毎の売上が確認出来るものを提出して下さい。様式等は問いません。）

(7) **起業時期の確認書類**（※写し）

※以下のいずれかで、事業開始時期を確認することができる書類

- ①個人事業者の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるもの）、
検査確認済証、法人登記簿等
- ②その他起業時期が分かる書類等

(8) その他書類審査で必要となる書類 (追加提出を求めることがあります。)

7. 支給の決定

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認の上、支給します。
申請書類に不備がない場合は、交付決定通知後10日程度（土日祝祭日を含まない）で入金できる見込みです。

8. 不支給の通知

申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知（不交付決定通知書）を発送いたします。

9. その他

- (1) 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付の決定を取消し、支給した支援金を返還していただきます。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、南風原町は検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。